



# 3万円 低所得世帯支援臨時 給付金のご案内

低所得世帯支援臨時給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。

## 給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した日から2週間以内が目安です。

## 支給対象と手続き

令和6年12月13日現在、瑞穂市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度「住民税均等割額が非課税」の世帯

令和5年度または6年度に瑞穂市から物価高騰対応重点支援による7万円または10万円が給付された世帯

※世帯内に市県民税の申告が未申告のかたがいる世帯などは除きます。

左記以外の世帯

世帯全員が令和6年1月1日に瑞穂市に住民登録があり、低所得世帯支援臨時給付金の支給対象の世帯など

令和6年1月2日以降に瑞穂市に転入した方がいる世帯、令和6年度市県民税の申告が未申告の方がいる世帯など

**原則、手続きは不要です**

支給のお知らせが届きます

詳しくは裏面（Ⅰ）へ

**手続きが必要です**

【提出期限】

令和7年6月16日（月）

詳しくは裏面（Ⅱ）へ

**手続きが必要です**

【提出期限】

令和7年6月16日（月）

詳しくは裏面（Ⅲ）へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I 支給のお知らせが届いた世帯

- 瑞穂市から住民税非課税世帯に対する低所得世帯支援臨時給付金の支給に関するお知らせが送付されます。
- 印字された口座に3万円を支給しますので口座をご確認してください。支給口座に変更が無ければ**手続きすることなく**給付金が振り込まれます。
- 口座を変更、支給を辞退する場合は、市ホームページから様式をダウンロードして福祉生活課まで提出してください。  
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は給付対象外です。該当する場合は、福祉生活課までご連絡ください。  
※支給のお知らせにある申出期限までに連絡がない場合は、支給に同意したものとみなし、支給手続きを行います。

## II 確認書が届いた世帯

- 世帯全員が令和6年1月1日に瑞穂市に住民登録があり、I「支給のお知らせ」の送付対象ではない世帯に、確認書が送付されます。
- 確認書の内容をご確認いただき必要事項を記入の上、添付書類とともに福祉生活課へ直接または郵送でご提出ください。

**提出期限 令和7年6月16日(月)**



## III 申請が必要な世帯

- 令和6年1月2日以降に瑞穂市に転入した方がいる世帯、令和6年度市県民税の申告が未申告の方がいる世帯などで給付金の対象の世帯のかたは、給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 転入した方全員の令和6年度住民税が非課税である証明書など必要書類を添付し、申請書に必要事項を記入の上、福祉生活課へ直接または郵送でご提出ください。  
※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

**提出期限 令和7年6月16日(月)**

## こども加算について

子ども1人あたり

# 2万円

- 住民税非課税世帯に対する低所得世帯支援臨時給付金の加算として、世帯員である18歳以下の児童1人あたり2万円を支給します。こども加算については、子ども支援課へお問い合わせください。

健康福祉部 子ども支援課

TEL **058-322-3022**

受付時間 8:30~17:15 (土日祝、12/29~1/3を除く)



住民税非課税世帯に対する給付金の

**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!



## お問い合わせ

瑞穂市役所 健康福祉部 福祉生活課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地



**058-327-4123**

受付時間 8:30~17:15 (土日祝、12/29~1/3を除く)